



あ い づ

〔発行〕自治労
福島県本部会津総支部
〔所在地〕会津坂下町白狐土堰
甲 1017-1
新栄ホームズ A102
〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

【図表 1】人事院勧告の概要（昨年との比較）

	2026 人勧（8/7）	2025 人勧（8/7）
給 与	▶官民較差 3.51% （15,056 円） ▶業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について昨年を上回る改定 ▶民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ ▶民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善 ▶平均改定率 3.3%	▶官民較差 3.62% （15,014 円） ▶採用市場での競争力向上のため初任給を大幅に引き上げ。 ▶若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定 ▶平均改定率 3.3%
一 時 金	▶0.05 月分 ▶民間の支給状況を調査し、期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに 0.025 月分引上げ ▶年間 4.65 月⇒4.70 月	▶0.05 月分 ▶民間の支給状況を調査し、期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに 0.025 月分引上げ ▶年間 4.60 月⇒4.65 月
そ の 他	▶転居に関する手当の新設 ▶広域異動手当の支給割合の引上げ ▶職員の勤務時間及び休暇の改定（勧告） ①全ての職員が事由を問わず、年 7 日取得できる無給休暇を新設 ②休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が 1 日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施 	▶職務・職責の重視 ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し、④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度（在級期間表）を廃止 ▶通勤手当 ①自動車等、65 km 以上から 100 km 以上までの区分（5 km 刻み）を新設（上限 66,400 円） ②現行の「60 km 以上」までの距離区分についても 200 円～7,100 円までの幅で引上げ ③駐車場等の利用に対する通勤手当を新設（月 5,000 円上限） ▶月例給水準の確保 月例給水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

人 勧

人事院勧告の概要と特徴点

官民較差 3・51%、初任給の引上げ、中堅層以上の職員について昨年を上回る改定、再任用職員の月例給の改善。一時金 0・05 月分増

▼人事院は 8 月 7 日に、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

▼今回は、勧告と同日に出された自治労見解や、【図表 1】の昨年の人勧概要との比較を基に、少し分析をしたいと

思います。

▼まず給与についてです。

官民（4 月分給与）較差 3・51%で、平均改定率が 3・3%となっており、昨年と比較して較差は少し小さくなっていますが、平均改定率は同じで

す。結果として、昨年の勧告とほぼ同じと考えていいと思います。

昨年同様、人材確保の観点から初任給

当面の日程

- 8 月 26 日（水）27 日（木）自治労第 100 回定期大会（大宮ソニックシティ）
- 8 月 29 日（土）14:30～自治研専門部会全体会（福島 GP）
- 9 月 5 日（土）県南総支部との BBQ 交流会（西会津町、ロータスイン BBQ ハウス）

を9千5百円引き上げています。特徴的なのは、「業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員」について昨年を上回る改定となったこと、さらには、民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給が改善（行政職俸給表一、平均改定率8・5%）されたことです。これまでは「若年層重点」の改定でしたが、今回は、中高年層職員のモチベーションを上げるためか、それらに配慮した改定となっています。

▼次に、一時金についてです。

直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給状況等を踏まえ、年間4・65月を、4・70月（昨年同様に0・05月増）にするという勧告です。配分は、期末手当・勤勉手当にそれぞれ0・025月（昨年同様）となります。

▼勧告による年間差額がどの程度なのか？【図表2】に級別に号給（国は「号俸」）をピックアップして一覧表にしています。昨年は、新採を含む若年層を除けば、同程度の改定額となっていました。今

【図表2】人勧内容を基にした給与・一時金の年間差額試算（目安額）

級	号給	現行月額①	改定率	改定額②	②×12=③	一時金増分④	年間差額③+④
1	12	215,800	4.5%	9,800	117,600	10,700	128,300
1	44	256,200	3.7%	9,500	114,000	12,800	126,800
2	12	261,100	3.7%	9,700	116,400	13,000	129,400
2	28	278,500	3.5%	9,800	117,600	13,900	131,500
3	8	288,300	3.5%	10,100	121,200	14,400	135,600
3	42	330,600	3.5%	11,600	139,200	16,500	155,700
4	22	348,100	3.4%	11,900	142,800	17,400	160,200
4	52	389,000	3.1%	12,100	145,200	19,400	164,600
4	80	403,600	3.0%	12,200	146,400	20,100	166,500

←【図表2】の解説

※10月初旬に出される予定の県人事委員会勧告も、今回の人事院勧告と同じ改定率と仮定して、試算したものです。あくまで、「目安」としてご覧ください。
①級・号給は、県内単組のモデル賃金から抜粋したものです。
②現行月額とは県の現行給料表の額です。
③改定額は、例えば「1級12号給」であれば、国俸給表の「1級12号俸」の改定率で算出しています。
④一時金は、扶養手当や役職加算は加味していません。
⑤ご自分の級・号給と近い方の改定額等を参照してください。

回は、中高年層に若干手厚く配分されているようです。（昨年8月15日発行の機関紙と比較してみてください。）

▼次に、今回の勧告の給与・一時金以外の特徴点等（概要）について記載します。

①全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇の新設↓例えば、介護や災害等で既存の休暇の枠を超えて休まなければならぬ場合に取得する。

②休日に勤務した場合に取得できない代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し↓これまでは休日給等の支給でしたが、総実勤務時間の減少を目的に時間休扱いとなる。

▼次は、私たちに直接影響する「県人事委員会勧告」（昨年10月10日勧告。以下、県人勧）です。県人勧は「県内の官民較差」となるので、給与改定率等が変わってくる可能性が高いです。各単組とも、人勧内容の学習や、秋闘独自要求書作成へ向けたアンケートの実施検討など、準備を進めてください。

編集後記

○8月4日に福島県を含む東北南部の梅雨明けが、気象庁より発表されました。昨年より17日、平年より11日、それぞれ遅い梅雨明けだったとか。いよいよ夏本番といったところでしょうか。

○総支部事務所が会津坂下町内に移転して、ようやく落ち着いて仕事ができるようになりました。移転して感じるのは、毎日の朝の防災行政無線の新鮮さと、ゴミの出し方の違い。こちらでは、ペットボトルや缶は潰すそうな・汗（坂内）

機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。

